

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

「日本でいちばん大切にしたい会社」

福岡の後継者育成塾で、ベストセラー「日本でいちばん大切にしたい会社」の著者・法政大学の坂本光司教授の講義を受けました。三時間半を超える熱い講義は何度も涙が溢れ、「ああ、私たちもこんな会社を創らなければ」という思いが溢れてきました。「ブレない人本経営」「戦略格差ではなく目的格差」「業積軸ではなく継続軸」... どのお話も一つ一つがとても深く、考えさせられました。簡単に答えの出る問題ではありませんが、それを思考し続けることが経営者の使命だと気づかされます。いつか私たち事務所のお客様の中から、坂本先生の「日本でいちばん大切にしたい会社」として選ばれるような企業が生まれるら本当に素敵ですね。でも、必ず「できる」と思います。そのためには私ども事務所自身も成長し続けたいと思います。

その講義の中で「事業承継」に関するお話があったので簡単にご紹介したいと思います。

● 経営者の引退シグナル

社員に定年があるなら、当然、経営者にも定年があるべきです。でも、それは年齢ではなく、経営者としての役割を果たせなくなった時なのだとしつこい指摘をいただきました。

(1) 赤字を垂れ流したとき

例えば、リーマンショックのような突然の環境激変による赤字転落が避けられないのは仕方のないことなのかもしれません。しかし、どんな経済危機が発生しても三期赤字が続くとすれば、それは経営者の責任であることは明確です。三期目に黒字転換の目途が立たなければ経営者は引退すべきだと指摘がありました。

(2) 変化に関心が薄れたとき

例えば、勉強会や研修会に行く回数が減った、本を読まなくなった、新規事業に取り組む意欲が無くなってきた、組織や業務を変化させるパワーが落ちた... 経営者の役割は経営環境の変化に対応して組織を革新し続けることです。もし、変化に対する関心が薄れてきた時は、経営者はもう経営者ではありません。

(3) 後継者が育ったとき

後継者を育成して事業を繋ぐのは経営者の最大の仕事の一つです。そして、後継者が育ったならば自分から引退を決意する覚悟が必要です。いつまでも自分がトップに留まることは後継者の芽を摘むことになるからです。適齢期の35~45歳を超えてもトップに立たさなければ革新をリードするのは無理でしょう。

● 社長と会長の違いは我慢の度合い

それから事業承継後の注意点として「会長職に就いたら注意すべきこと」というお話が印象的でした。

● 現業に口を出さない

将来の課題について社長と話をしたり意見を述べるのは構いませんが、現業（今やっていること）について意見や文句を言うのは禁句です。なぜなら、社長と会長の指示や意見が異なれば「社員が迷うから」です... トップがブレれば会社全体が大きく揺れ動きます。社員の立場に立てば分かることです。

● 社長より働いてはいけない

社長より早く入社することも、社長よりも遅くまで会社にいることも、社長よりたくさん仕事をするのも厳禁です。組織の仕組みやあるべき姿をキチンとわきまえて行動すべきです。なぜいけないかと言えば、それはトップではないからです。社長が仕事をしにくくなるからです。もし、社長より働きたいのなら、未練があるのなら、引退すべきではないのです。任せたらすべてを任せなければなりません。

◆ 相続税の改正!

平成27年1月1日から相続税制が大幅に変更になるため、①相続税の基礎控除額が大幅に引き下げられることにより今まで相続税の心配がなかった方も課税対象者になる可能性が増加する ②最高税率が引き上げられることにより相続税額が増加することが予想されます。

本来、相続対策は被相続人の財産や相続人の状況を把握した上で、財産分割対策→納税資金対策→節税対策の順に行う必要がありますが、今回は増税となる相続税の改正概要と贈与を使った基本的な節税対策の一部をご紹介します。

● 主な改正の内容

① 基礎控除額が現行の「5,000万円+(1,000万円×法定相続人の数)」から「3,000万円+(600万円×法定相続人の数)」と大幅に引き下げられます。

*基礎控除額とは、相続税が発生しない相続財産の一定額を指します。基礎控除額が引き下げられることにより課税対象者が増加することが予測されます。

② 現行の最高税率50%が、改正により6億円超部分の税率が55%になります。

● 相続開始前に贈与することにより相続税の課税対象額を圧縮

通常は、贈与税の方が相続税の税率よりも高いため、普通に贈与するとかえって高い税金を払うこととなりますが、贈与することにより課税対象額を圧縮する効果があります。

*相続開始前3年以内の贈与は相続税の対象となるため、長期的なプランニングが必要です。

(1) 基礎控除額内贈与

贈与税には年間110万円の基礎控除額があるため、その範囲内で贈与することにより将来の相続財産を減らすことができます。また、相続税率の高い方の場合、基礎控除額範囲内にこだわらずに、将来の相続税と同率もしくは低い率での贈与を行うことにより相続財産を圧縮し、相続時の適用税率を引き下げることができます。

*税務署では定期定額の贈与は一括して贈与したとみなす場合があるため、時期や金額を変えるなど贈与の方法を工夫する必要があります。

(2) 住宅関係費の贈与**① 贈与税の配偶者控除**

下記の要件を満たす配偶者からの贈与を受けた場合には、その贈与のうち2,000万円に達するまでの金額については贈与税の配偶者控除を受けることができます。

a.婚姻期間が20年以上の配偶者からの贈与であること

b.不動産の贈与又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与で、贈与の日の翌年3月15日までに居住用不動産に居住し、その後も居住し続ける見込みであること

c.この規定を受けることを記載した贈与税申告書を所轄税務署長に提出していること

② 住宅取得等資金の贈与

平成26年12月31日までの間に、父母や祖父母などの直系尊属から、自己の居住の用に供する住宅の新築、取得又は増改築等のための金銭の贈与を受け、この規定を受けることを記載した贈与税申告書を所轄税務署長に提出した場合には、1,500万円に達するまでの金額については住宅取得等資金の贈与に係る控除を受けることができます。

その他にも相続対策には様々な手法がありますが、相続人や被相続人の財産状況を把握した上で総合的にプランニングする必要があります。

ご不明な点がございましたら担当者までご相談ください。

過去の事務所ニュースの記事の中から抜粋してみました。覚えていらっしゃいますか？

【2007.02事務所ニュースより】

★ 何のために...

土曜の夜、あるテレビ番組を見ながら... 週末に参加した研修会で、社員からの「肌とか気が合う合わないってあると思いますが経営者はグループ分けをどう考えてるんですか」という質問に対して、その会社の社長が「それも修行だよ」と笑って答えていたことを思い出していました。

● 価値観の位相と特性

稲盛和夫さんの本の中に「人生・仕事の成果 = 考え方×熱意×能力」という言葉があります。

「熱意」「能力」には0～100までのレベルがあり、「考え方」には▲100～100までのレベルがある。どんなに能力や熱意があっても考え方がマイナスであれば、その成果はまったく逆のものになってしまう、だから正しい成果を導き出すために一番大切なのは「考え方（価値観）」であると話されています。

改めて自分の事務所を振り返って見ても、過去、能力が低いために辞めてもらった人は一人もいません。熱意が足りず辞めてもらった人は数人いますが、残りのすべての人は価値観が合わずに辞めたり辞めてもらったのだと思います。そう考えると「肌が合わない」とは「価値観が合わない」という言葉と同義語なのかもしれません。

以前、価値観には「位相（レベル）」と「特性（個性）」があると教わりました。多様な個性のメンバーが揃うほど組織の幅が広がり多面的に物事を捉えることが出来る。ただし、レベルは皆一様に高くなければならない。なぜなら「特性を超えて多様な価値観を統合していくためには高いレベルの価値観が必要なのである」と教わりました。つまり、「肌が合わない」という他人との価値観の違いを乗り越え、これを統合してベクトルの一致した組織を創って行くために、まず必要なのは「各々が自分の価値観のレベルを高めること」なのだという事に他なりません。

● 何のために仕事をし、何のために生きるのか？

だとすると、組織の中でまず考えなければならないのは『何のために仕事をするのか』ということです。

それは『人はなぜ生きるのか』という価値観の根源につながるからです。私は仕事の目的を「価値観を高め続けること」だと捉えています。自分と社会をつなぐ一番太いパイプが仕事だとすれば「人は仕事を通して社会と関わりながら、自分の価値観を高めていくこと」が仕事の本質的な目的なのではないでしょうか。そう考えると「自分の価値観のレベルを高めること」は自分の人生の目的そのものなのかもしれません。

その夜、観ていたテレビ番組は... 普通の人のおよそ10倍の速さで老化していくプロジェリアという難病に冒された「アシュリー」のドキュメンタリーでした。15歳になった彼女の夢は獣医になることですが、平均寿命13歳という病に侵され、いつ果てるとも知れない命にとっては夢を実現するために獣医学校に通学する5年間は長過ぎます。そして、彼女はペットショップのバイトに応募して体調の悪さをおしながら動物の世話をする時間に自分の生きがいを見つけ、そのチャンスを与えたショップの仲間や家族がそれを見守ります。

番組を見ていた家内が「人って何のために生きるんだろうね」... とポツリと呟きました。いくら勉強しても、いくら仕事をして、いくら誰かのために尽くしても... 自分の人生はもうすぐ尽きてしまうのです。その答えは「いつ果てる命であっても。あるがままに生きたい」と話す彼女の言葉の中にあるのではないかと思います。そして、人生の価値は「何を成し遂げたかではなく、何を目指して歩き続けたか」により評価されるのだと、改めて心に刻みました。

※追記 アシュリー・ヘギさんは2009年4月プロジェリア症候群の悪化により亡くなりました。ご冥福をお祈りします。

★ 隠れた投資優遇税制

日本版少額投資非課税制度（日本版ISA=NISA）が来年から始まるのを控え税制優遇への関心が高まっていますが、個人による投資を税制面で優遇する制度はすでに存在します。

それは個人型確定拠出年金です。加入できるのは自営業者と勤務先に企業年金がない会社員です。知名度が低くあまり使われていない「隠れた投資優遇税制」です。

個人型確定拠出年金は掛け金を預貯金や投資信託などで運用し、成績次第で老後の給付金が変わる公的な制度です。

★ 掛け金、全額を所得控除！

最大のポイントは掛け金の全額が所得控除になる点です。

所得税は収入から様々な控除を引いた後に残った所得にかかります。つまり所得控除が増えた額にその人の税率を掛けた分の税金が減ります。

例えば、40歳の自営業の方が掛け金の上限である月額6万8,000円（年間81万6,000円）を拠出し投資信託で運用します。この方の税率は所得税・住民税合わせて50%（復興税は考慮しません）とすると、掛け金の全額が所得控除されるため、年間40万円強の税金が減ります。60歳までの20年間拠出すると800万円を超す節税となります。

節税額は拠出額やその人の税率で変わりますが、こうした所得控除はNISAにはありません。また、運用中も非課税なので福利でお金を増やすことができます。

★ 一時金受取が可能です

受給開始は原則60歳からとなります。制度の名が「年金」ですが、一時金としても受け取ることができ、受取方法で税金も違います。

年金として受け取ると、65歳までなら公的年金と合わせて年70万円、65歳以上なら年120万円まで非課税です。

一方、一時金として受け取ると「退職所得」となり、「退職所得控除」を使うことができます。30年間拠出した場合は元本と運用益を合わせて1,500万円まで非課税となります。

しかし、会社から退職金を受け取った場合は注意しなければなりません。退職所得は同じ年に受け取った確定拠出年金の一時金と会社の退職一時金とを合わせて計算をするからです。

つまり、確定拠出年金と退職金とそれぞれから控除額を差し引けるわけではありません。会社からの退職一時金が多い人は、確定拠出年金を年金で受け取る方が有利と言えるでしょう。また、確定拠出年金は年金と一時金とを組み合わせて受け取ることもできます。

この制度が導入され10年以上が経ちますが実際の加入者は自営業者と会社員の合計でわずか16万人弱です。個人型確定拠出年金は原則60歳まで引き出すことはできませんが、余裕資金を老後資金の用意にまわすにはとても便利な制度です。

来月は企業型確定拠出年金制度のレポートを予定しております。



（株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

（株）横浜総合フィナンシャルでは8月より確定拠出年金の取扱いを始めます。

ご興味のある方は遠慮なく西尾までお問い合わせください。

今月の一言…“良薬は口に苦し”

どんなに悔いても過去は変わらない。
どれほど心配したところで未来もどうなるものでもない。
いま、現在に最善を尽くすことである。

(松下幸之助)

「過去と他人は変えられない。変えられるのは未来と自分だけ」... 判り切ったことなのに、過去に捉われ、未来を恐れ、立ち竦んでいる人の多さに、いつも驚かされます。何が不安で、何を恐れて、何に躊躇してるんですか？前向いて闘いましょうよ！！

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言... (v o l . 6 3)

- ★ 先日、ソプラノ歌手の講演会に行ってきました。彼女の歌声が素晴らしかったは勿論ですが、曲と曲の間に入るトークも楽しかったです。その講演会は、ある税理士の会が主催していたため、彼女が税務署に行って確定申告をしたとき、衣装代を必要経費として認めてもらえなかったという体験談が話されました。その話の中で、税理士に駄目だと言われた、とあったのですが、それは税務署員ではないの？という疑問が浮かびました。以前にもありましたが、一般的には税務署員も税理士も区別が付かないんですね。(KARINO)
- ★ 我が家の接木苗のキュウリですが、気づいたら勢い良く伸びているツルがありました。キュウリとは微妙に違う気がするものの、よく分からずそのまま伸ばしていたのですが、花が咲いて分かりました。…台木のカボチャだ！キュウリを支える根っことしての役割を与えられ、懸命にキュウリに栄養を送っていたはずなのに、キュウリを育てるばかりか自分(カボチャ)もツルを伸ばし花をつけたのです。さすがにキュウリがメインなので切り取ってしまいましたが、その強さ、たくましさを見習いたいと思いました。(YAMAMOTO)
- ★ 先月から育休をとっていた嫁が、職場復帰することになり、2歳になる娘を保育園にあずけるようになったのですが、成長速度の変化にびっくり！保育園に通う前は、同世代の子供達との付き合いがなかったせいか、お姫様のようにわがまま放題…。しかし、園には年上のお兄さん・お姉さんから0歳児の赤ちゃんまで10名程の友達がいるようで、お姉さんぶって年上の行動を真似たり、年下の面倒を見たりと、保育園という社会において多くを学んでいる様子。子供は親(父)より環境で育つものだと感じます。(TOCHIKURA)
- ★ 梅雨明けの日曜日。目覚まし時計で飛び起きると1時半。車に飛び乗り真夜中の東名をスッ飛ばし、御殿場からユーミンのCDのボリュームを上げて真っ暗な森の富士山スカイラインを駆け上る。駐車場に車を捻じ込んで、4時、富士宮口五合目を出発。星明かりの岩礫の道を息を整えながら登る。六合目を過ぎると東の雲海がオレンジ色に染まり始める。風が強まり七合目から上は濃霧と爆風。八合目を過ぎると雨と強風で気温も下がり手袋の中の指が無感覚になる。九合目、突然風向きが逆になり雪渓を渡る冷たい強風に吹き飛ばされて岩に肘をしたたか打ちつける。向かい風ではフードが風を孕んでよろめき、追い風では前につんのめりそうになる。7時半、高度差1330mを3時間半で登りきって山頂の鳥居をくぐる。気温4度。小屋の陰でビショ濡れのままポケットに手を突っ込んで指を温め、血が通ってジンジンしたのを確かめてから、8時、再び強風の登山道を駆け下る。9時半、五合目駐車場に戻り、着替えて10時に五合目発。富士山スカイラインを駆け下り東名をブッ飛ばし12時15分帰宅。シャワーを浴びて13時半に事務所に出社。相続の相談にいらっしゃるお客様をお迎えする。締め切り間近の原稿二本やつつけて、M&Aの報告書を書き、21時事務所を出て帰宅... ビールがバカ美味だぜ！56歳、青春、真っ只中の私の休日です(爆)(IZUMI)

横浜総合事務所グループ

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：平成25年8月20日(火)／10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 52,500円 関与先割引 26,250円

昼食代込（お二人迄参加可）

★ “新・横総経営塾” 毎月開催、経営者セミナー <※※※会員募集中※※※>

第31回「中小企業が海外進出の前に検討すべきこと」

講師：株式会社 インテリジェンス 中村 武夫

日時：平成25年8月21日(水)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜情報文化センター 新館7階

募集：都度参加会費 5,000円

★ “後継者育成塾” 3期生募集中

創業者の志を継承する「人財」を育成します！

主催：NN構想首都圏地域会LLP

日時：平成25年5月17日(金)～平成27年3月7日(土)

場所：セミナーハウス クロス・ウェーブ船橋

募集：全24日間・12回(全1泊2日の合宿形式) 120万円(一括・分割可)

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人材経営センター、(株)日本M&Aセンター、(株)船井財産コンサルタンツ

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人日本フードアドバイザー協会

(株)パワーズプロジェクトマネジメント、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0021 横浜市中区日本大通 17JPR横浜日本大通ビル 10F

横浜総合事務所グループ／TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります